

健生食輸発0827第2号
令和8年8月27日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(イタリア産及びネパール産チリペッパー及びレッドペッパーの総アフラトキシン、タイ産コブミカンの葉のプロフェノホス、ニジェール産ごまの種子の総アフラトキシン並びに中国産赤とうがらしの2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正: 令和8年8月21日付け健生食輸発0821第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、イタリア産及びネパール産チリペッパー及びレッドペッパーの総アフラトキシン、タイ産コブミカンの葉のプロフェノホス並びにニジェール産ごまの種子の総アフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和8年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、中国産赤とうがらしのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング検査通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・イタリア産チリペッパー及びレッドペッパーの総アフラトキシン
- ・タイ産コブミカンの葉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロフェノホス
- ・中国産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
- ・ニジェール産ごまの種子の総アフラトキシン
- ・ネパール産チリペッパー及びレッドペッパーの総アフラトキシン

2. 別表第3への追加

- ・中国産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「QINGDAO DEESHENG FOOD CO., LTD.」であるものに限る。)